

令和3年度 危機管理マニュアル

学校にはさまざまな危機があり，安全確保はすべての活動に優先する。最悪の事態を予想し，危機を見抜く目を持ち，未然防止が大原則である。予測していながら発生した事故は被害が少ない。万一発生したら，まず生命の安全確保を最優先に，逃げず，隠さず，迅速で誠実な対応をする。

《学校内での危機》

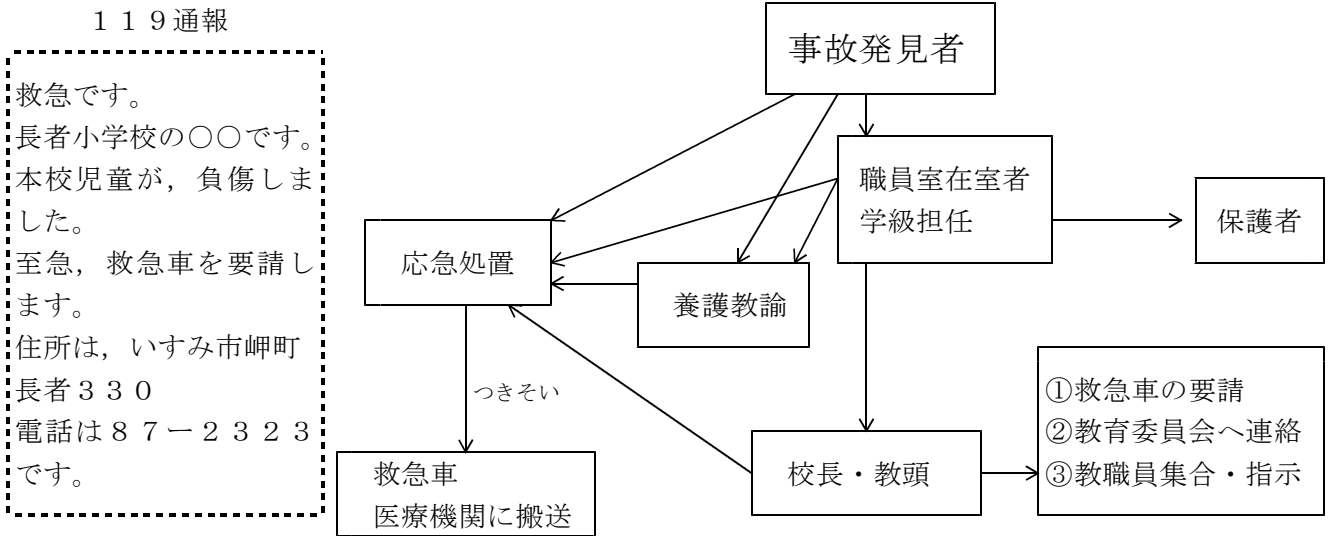
- (1) 授業中（実技，実験・実習等）や部活動，学校行事，休憩時間などにおける事故
→ マニュアル 1
- (2) 地震・津波・風水害等の自然災害
→ マニュアル 2
- (3) 火災
→ マニュアル 3
- (4) 不審者の侵入
→ マニュアル 4
- (5) 感染症
→ マニュアル 5
- (6) 給食や調理実習による食中毒
→ マニュアル 6
- (7) 施設・設備の老朽化や破損等
- (8) 人間関係に起因する事故（いじめ，保護者とのトラブル，学級崩壊等）
- (9) 教職員の服務規律の保持（体罰，金銭管理，わいせつ・セクハラ等）
- (10) その他

《学校外での危機》

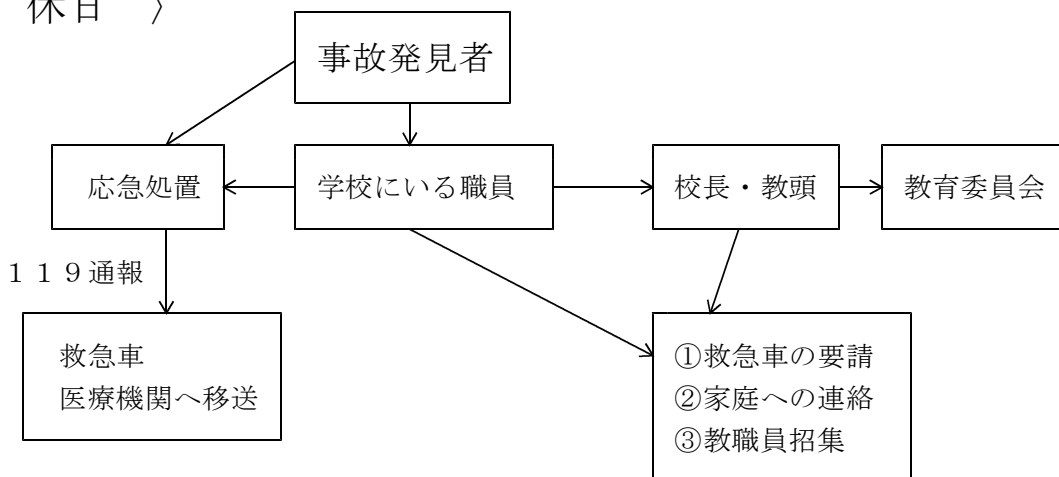
- (1) 登下校や休日の交通事故
- (2) 登下校時や休日の不審者による被害
- (3) 校外活動中の事故
- (4) 家庭における児童虐待・ネグレクト
- (5) 校外での児童による問題行動（万引き・窃盗，飲酒，喫煙，けんか等）
- (6) 教職員の信用失墜行為（飲酒運転，わいせつ，個人情報漏洩等）
- (7) その他

負傷事故発生

〈 平日 〉

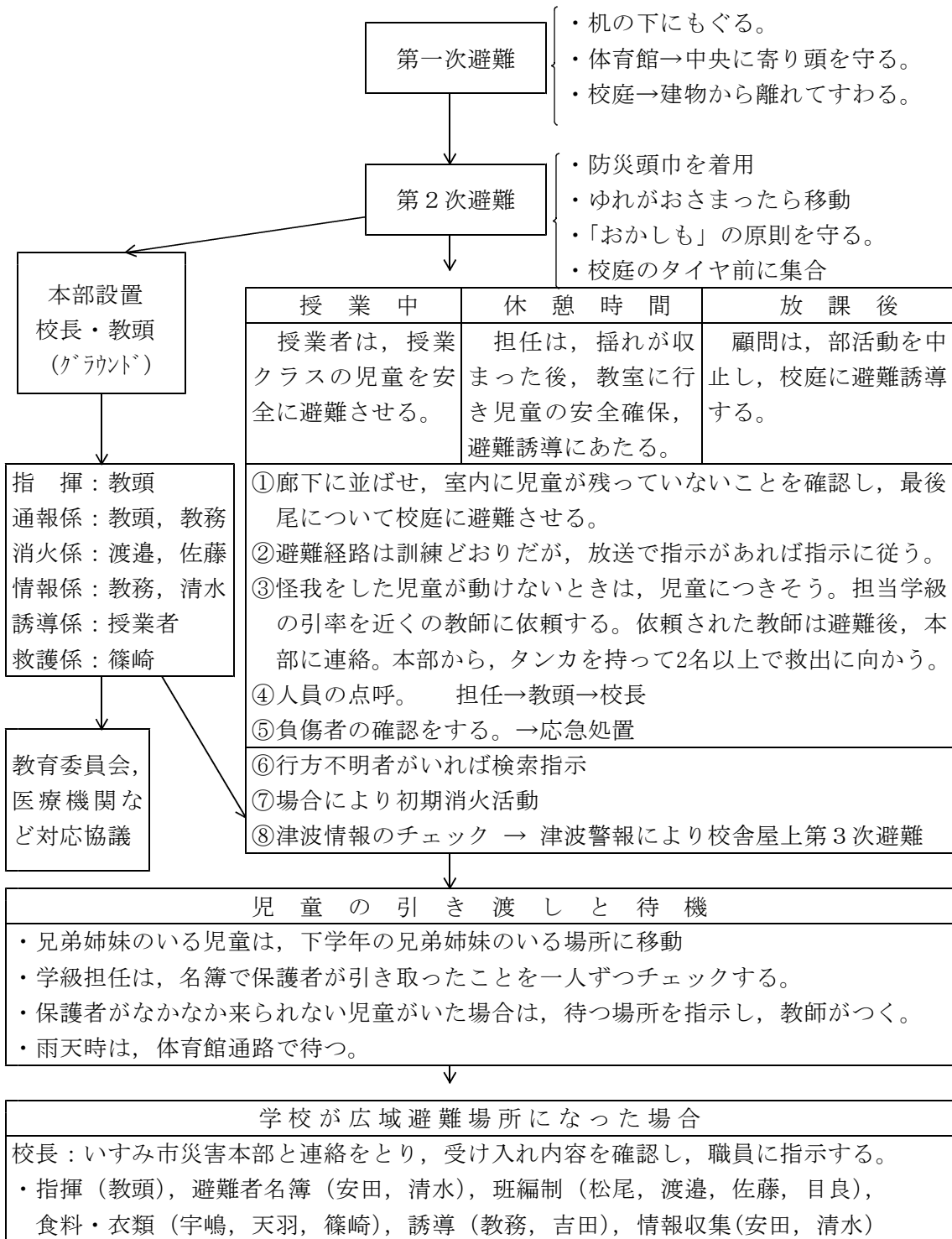


〈 休日 〉

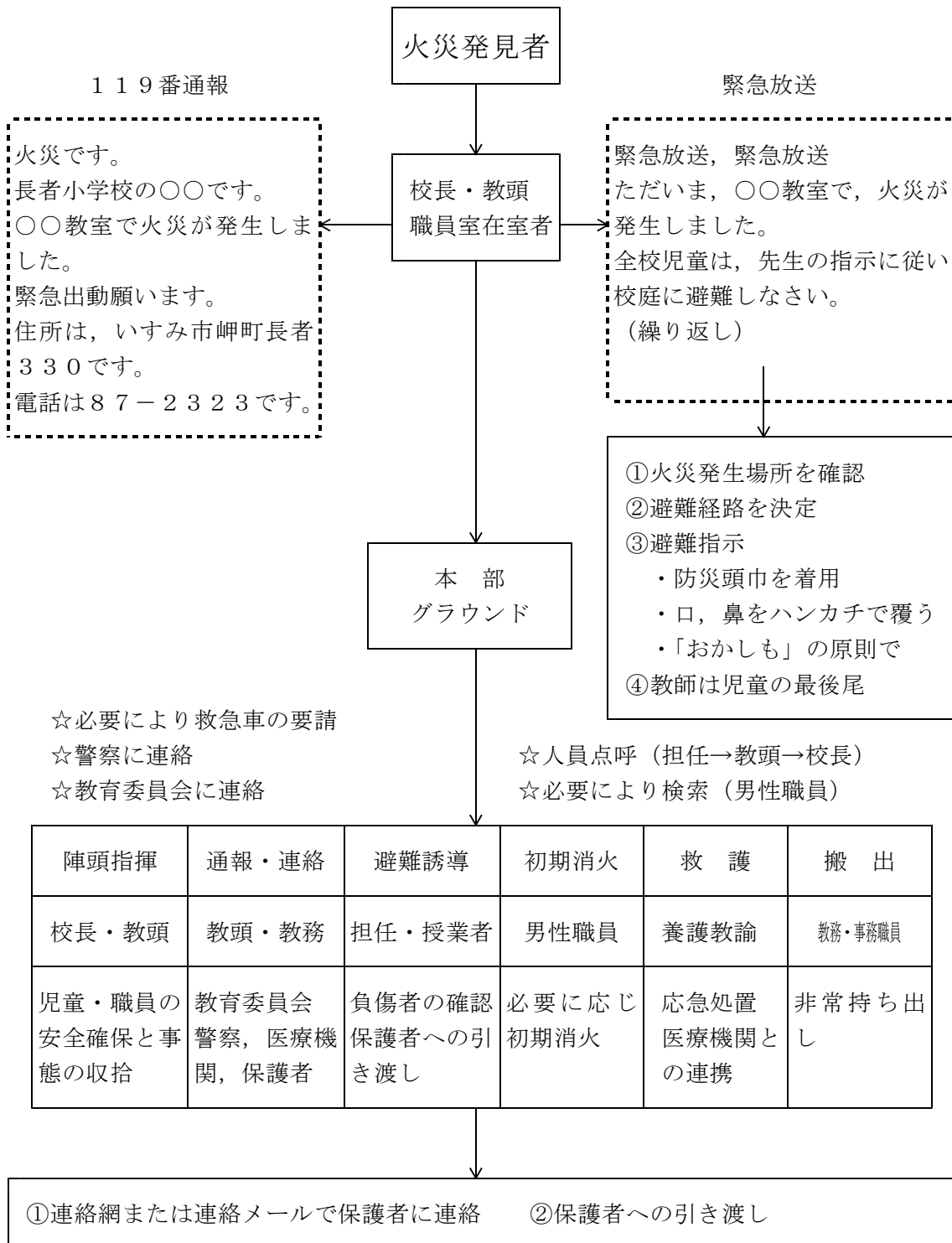


いすみ市教育委員会	(62) 3621	永津さいとう医院 (学校内科医)	(87) 2223
吉田外科内科	(87) 5835	夷隅健康福祉センター (夷隅保健所)	(73) 0145
いすみ地域医療センター	(86) 2311		
塩田病院	(73) 1221	亀田病院	0470 (92) 2211
広域消防岬分署	(87) 7574	吉田歯科医院 (学校歯科医)	(87) 5213
いすみ警察署	(62) 0110	大原眼科 (学校眼科医)	(62) 2221
長者駐在所	(87) 2224	ヤマトファーマシー (学校薬剤師)	(87) 3731

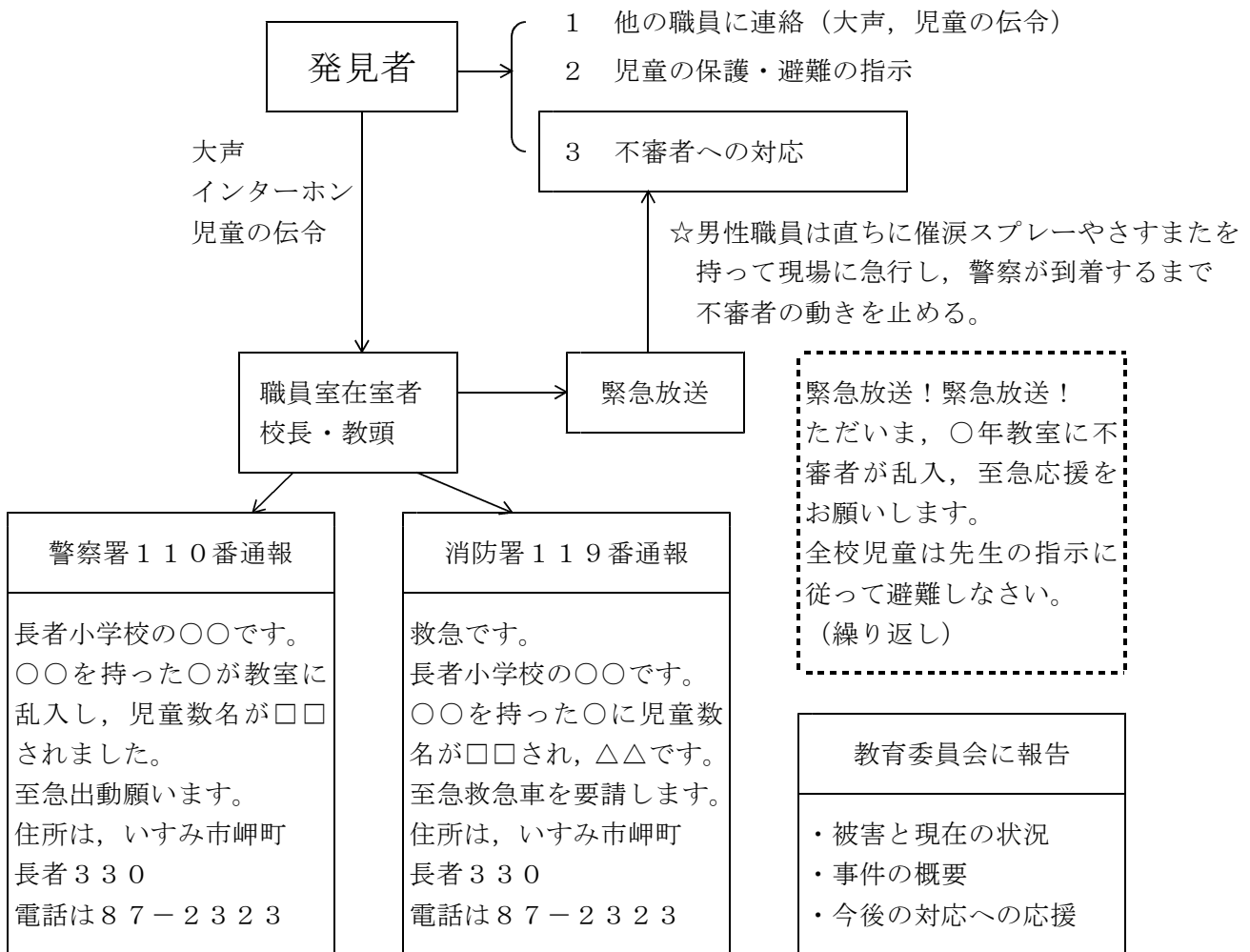
地震・津波発生



火災発生

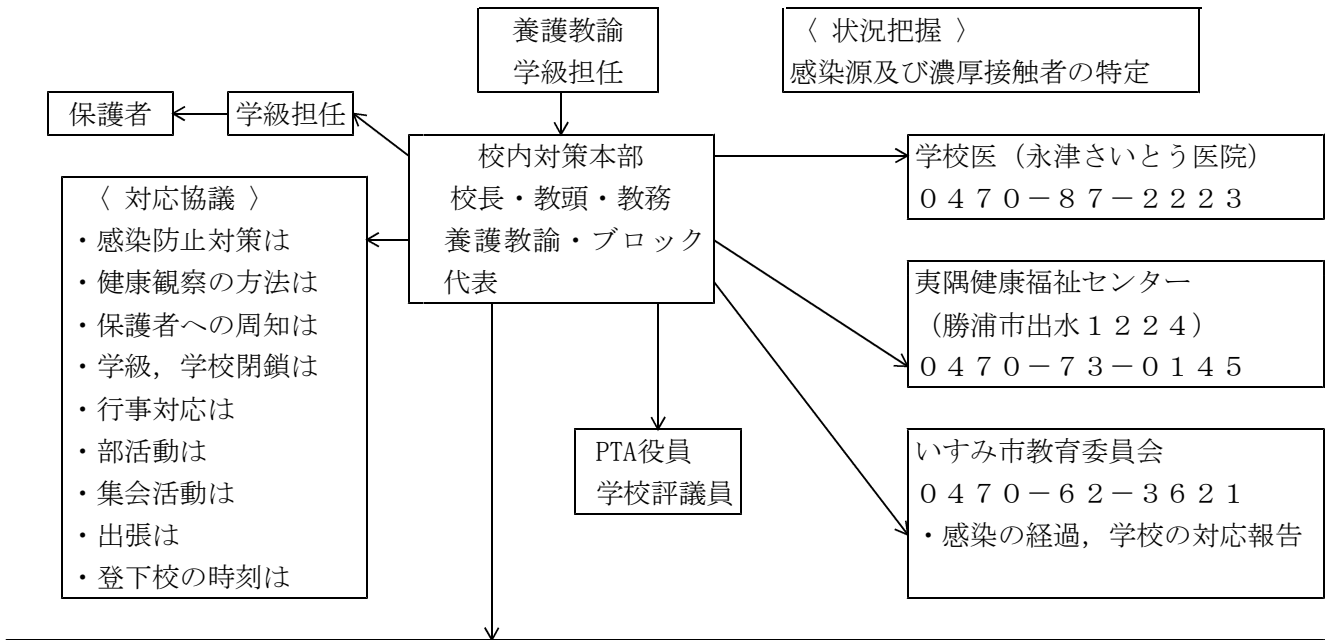


不審者侵入



- ・発見者は大声を出したり、インターホンや児童の伝令を使ったりして職員室か他の職員に知らせる。児童と不審者の間に入り、児童を防御する。
- ・不審者の侵入を察知したすべての男性職員は不審者のいる場所に急行する。
- ・催涙スプレーは職員室チャイムの下、さすまは各階。
- ・授業担当者は、不審者の現れた場所を避けて避難経路を児童に指示する。
- ・避難場所は原則として校庭のアスレチック前だが、状況に応じ臨機応変に対応する。
- ・無理に取り押さえようとせず、警察が来るまで児童に手を出させなければよい。
- ・児童も職員もパニックになるのでころんだり、ぶつかったりする二次被害に留意。
- ・教育委員会に連絡し対応を協議。
- ・事態が落ち着いたら、連絡網で保護者に連絡し、引き渡しを行う。
- ・事後、報道機関への対応、保護者会での説明、児童の心のケア対策を行う。

感染症の発生



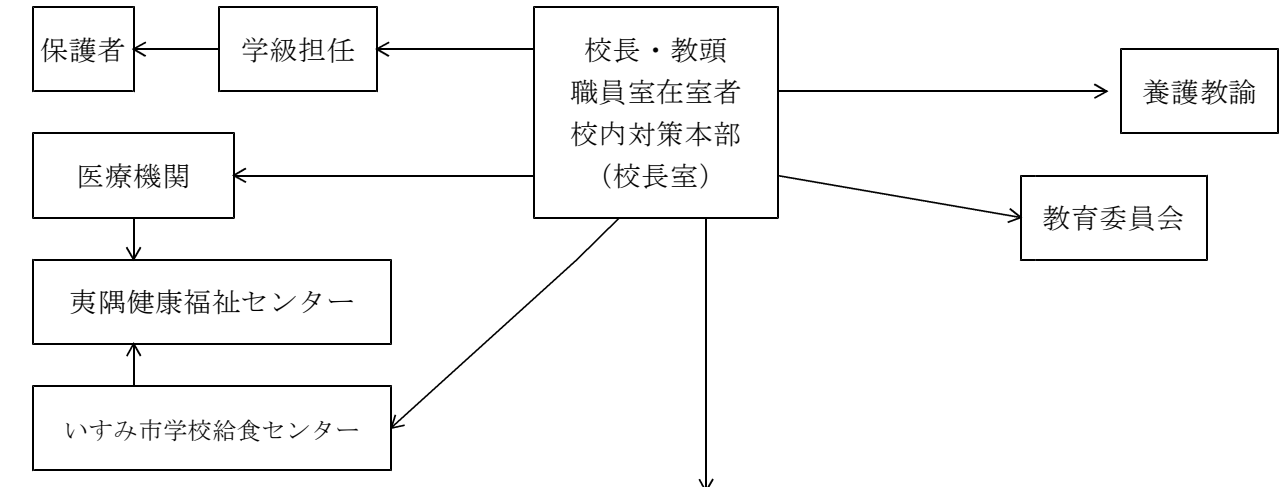
校 長	教 頭	教務主任	学級担任	養護教諭	事務職員
<ul style="list-style-type: none"> ・総括 ・報道対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・陣頭指揮 ・外部機関との連絡 ・全保護者への連絡(文書発送) ・PTA役員, 学校評議員への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員への連絡 ・日課時刻, 授業, 行事の変更への対応 ・近隣の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の容態確認 ・保護者への連絡 ・家庭訪問 ・心のケア 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急処置 ・学校医へ連絡 ・保健所へ連絡 ・全校の健康状況確認 ・近隣の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話対応 ・職員連絡 ・各種連絡等

学校感染症 (学校保健安全法施行規則第18条)

	疾 患 名	(出席停止期間)
第1種	エボラ出血熱, クリミア・コンゴ出血熱, 重症急性呼吸器症候群, 痘瘡, 南米出血熱, ペスト, マーブルグ熱, ラッサ熱, 急性灰白髄炎, ジフテリア, 重症急性呼吸器症候群, 中東呼吸器症候群, 特定鳥インフルエンザ	(治癒するまで)
第2種	インフルエンザ (解熱後2日), 百日咳 (特有の咳が消失するまで), 麻疹 (解熱後3日), 流行性耳下腺炎 (腫脹が消失するまで), 風疹 (発疹が消失するまで), 水痘 (発疹が痂皮化するまで), 咽頭結膜熱 (主要症状消退後2日), 結核 (伝染の恐れがないと医師が認めるまで), 髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ, 細菌性赤痢, 腸管出血性大腸菌感染症, 腸チフス, パラチフス, 流行性結膜炎, 急性出血性結膜炎, その他の伝染病	(伝染の恐れがないと医師が認めるまで)
《条件によって出席停止が必要なもの》 溶連菌感染症, ウイルス性肝炎, リンゴ病, 手足口病, ヘルパンギーナ, マイコプラズマ感染症, 流行性嘔吐下痢症 (ウイルス性胃腸炎)		

【前出第18条2項】 新型インフルエンザ等の感染症は、前項規定にかかわらず第1種の感染症とする。

食中毒の発生



校長	教頭	教務主任	学級担任	養護教諭	事務職員
<ul style="list-style-type: none"> ・総括 ・報道対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・陣頭指揮 ・外部機関との連絡 ・全保護者への連絡(文書発送) ・PTA役員, 学校評議員への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員への連絡 ・日課時刻, 授業, 行事の変更への対応 ・近隣の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の容態確認 ・保護者への連絡 ・家庭訪問 ・心のケア 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急処置 ・学校医へ連絡 ・保健所へ連絡 ・全校の健康状況確認 ・近隣の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話対応 ・職員連絡 ・各種連絡等

食中毒の早期発見

校長は検食を実施し異常の有無を確認。学級担任、養護教諭は、児童の欠席状況やその理由等について、常に関心を持ち、食中毒が疑われる症状（嘔吐・発熱・下痢等）の早期発見に努める。

症状のあった児童への対応

- ・症状のあった児童については、保護者に、速やかに医療機関で受診し、結果を学校に連絡するように依頼する。
- ・児童が、教室等において嘔吐した場合、嘔吐物の処理にあたっては、マスクやゴム手袋を着用し、直接触れることがないようにする。
- ・健康な児童に対しては、手洗い、うがいを励行させるとともに、食中毒の正しい知識と二次感染の予防について指導する。
- ・欠席や入院している児童には、担任等が家庭訪問や病院を訪問し、見舞うとともに、容態を確認する。